

令和3年1月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月12日(火) 午前9時開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(9人)

会長(10番) 渡邊 和夫

職務代理者(3番) ~~富永 得治~~

(1番) 西田 義和

(2番) 永田 熊信

(4番) 高岡 重盛

(5番) 宮原 清人

(6番) 川邊 美津子

(7番) 平川 真由美

(8番) 内元 幸一郎

(9番) 岩坂 博行

地区推進委員

信國 敏彦

尾方 豊和

岩崎 盛光

伊東 明継

中竹 宏一

杉本 和博

4. 欠席委員：農業委員(1人)

欠席委員：最適化推進委員(0人)

5. 議事日程

日程第1 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する
意見について

日程第2 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画
の承認について

日程第3 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による
農用地利用配分計画(案)に対する意見について

日程第4 議案第4号 非農地証明交付申請の承認について

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 平田 智博

7. 会議の概要

開会：午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、3番委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、令和3年1月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、5番委員、6番委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が4議案で、案件は11件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p>
議長	<p>はじめに、議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。番号1、大字川辺字中高原、地目は畑で1筆、面積は11,465㎡で、転用目的は畜舎及び管理棟です。前回保留となった案件ですが、排水計画については、お配りした計画平面図等のとおり計画されております。現況で道路は波打っていますが側溝の勾配は取れていまして、赤色の計画のとおり道路の表層アスファルト及びコンクリートを撤去後、既存側溝を一度掘り起し側溝は再利用され計画高で敷設、計画ラインまで盛り土を行い舗装仕上げをする計画です。また、片勾配にすることで排水を側溝に流れるようにしたいとのことでした。以上です。</p>

議長	引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。
川辺地区推進委員	今、事務局から説明があったとおりですけど、12月に現地で社長他2名の方とお話しております。調整池は現在より高くして設置されるので十分な対策がとれること、道路の補修をすることで排水の対策がとれることで計画をされております。
議長	ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
5番委員	現況で道路は波打っているとあるが、十分な勾配は取れるのでしょうか。
事務局	計画高でいくと取れるようにはなっています。
深水地区推進委員	道の排水は畑には入っていかないの。
事務局	片勾配にし、側溝のほうに流す計画になっております。
川辺地区推進委員	道は私道になっておりますが、通常の排水は調整池で十分対策が可能であり、それを超えるものについては道路の排水で対策がとれるように計画されています。
会長	今回は災害もあったので、雨水時の状況確認は必要になると思いますが、転用については承認してよろしいですか。 (異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号2、大字柳瀬字十島、地目は田で1筆、面積は700㎡で、転用目的は農家住宅です。この案件の農地は農用地区域外であり、7月4日の豪雨災害で被災された方が4条申請により農地を転用し、農家住宅を建てる予定となっております。以上です。
議長	引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。

柳瀬地区推進委員	先週、本人に会ってきました。平原十島線のすぐ横になりますが宅地の分を分筆して申請されています。地上げが必要になりますが、問題はないものと思われま。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
	<p>議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p>
議長	<p>次に、議案第 2 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について審議します。1 番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 2 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について、ご説明いたします。番号 1、大字川辺字上高原及び中高原、地目は畑が 2 筆、合計面積は 11,606 m²です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 2 年で賃借料は 10 a 当たり 1 番 72 が 8,000 円、80 番 18 は 3,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>これは会長と確認をしております。新規の賃貸借ですが、80 番 18 のほうは段差があり地形的にも条件が悪いので、話し合われて金額のほうを設定してあります。内容については何ら問題ありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告があり</p>

	<p>ましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字柳瀬字新並木、地目は田が2筆、合計面積は3,714㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>1月9日に借主さんと話してきました。再設定でもあり内容も問題ありませんので大丈夫だと思います。以上です。</p>
議長	<p>再設定ですね。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に3番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字柳瀬字堂ノ上、地目は田で1筆、面積は729㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆で13,000円、10aあたりに換算すると17,832円です。以上です。</p>

議長	引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。
柳瀬地区推進委員	1月5日に確認してきました。再設定で今まで耕作もされてましたので、問題ありません。
議長	ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。 (意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。 (異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に4番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号4、大字川辺字中高原ほか所有地全筆、地目は田が10筆、畑が9筆、合計面積は14,165㎡です。使用貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年です。以上です。
議長	引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。
川辺地区推進委員	9日に本人さん方にお会いしてきました。親子間なので問題ありません。以上です。
会長	年金関係かな。
事務局	年金関係です。
議長	ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。 (意見なしの声)

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、所有権移転について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、所有権移転についてご説明いたします。番号1、大字川辺字高原、地目は畑で1筆、面積は2,921㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は730,250円、10aあたりに換算すると250,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>先日、確認してきました。記載内容に何ら間違いございません。以前所有権移転した場所の隣になります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字柳瀬字十島、地目は田で1筆、面積は1,113㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は445,200円、10aあたりに換算すると</p>

	400,000 円です。以上です。
議長	引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。
柳瀬地区推進委員	先週、行ってまいりました。昨年、転用された場所の隣の三角形の農地になります。借りていた農地になりますが、もう耕作されないとのことで、家の前でもあり買われることになりました。特に問題はありません。
議長	ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。 (意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。 (異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に3番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号3、大字川辺字高原、地目は畑で1筆、面積は1,606㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は500,000円、10aあたりに換算すると311,332円です。以上です。
議長	引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。
川辺地区推進委員	確認してきました。議案内容に間違いございません。以前から買って欲しいとの話があったところです。
議長	ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。 (意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしい

議長	<p>ですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p> <p>次に、議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議します。1番についてですが、1番委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(1番委員退席)</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、ご説明いたします。番号1、大字柳瀬字中ノ口、地目は田が3筆、合計面積は3,600㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で10a当たり賃借料は15,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決</p>

	<p>定いたします。ここで1番委員の入室を許可します。</p> <p>(1番委員入室・着席)</p> <p>議案第4号 非農地証明交付申請の承認について</p>
議長	<p>次に、議案第4号非農地証明交付申請の承認について審議します。1番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号非農地証明交付申請の承認について、ご説明いたします。番号1、大字柳瀬字立神、地目は田で1筆、面積は210㎡です。この案件は1月5日に3番委員さんと現地確認しております。申請者宅の近くで川辺川付近になりますが、水害にもあうところで、写真で確認していただいたとおり、山林化し周囲の状況からしても農地として継続して利用することは困難な状態です。</p>
議長	<p>引き続き本件について、3番委員は欠席ですので、柳瀬地区推進委員は何か聞いていますか。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>はい。内容は聞いておりまして、今回の災害でも浸かっている場所であり、以前から農地として利用することは難しい場所だとは聞いておりました。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p>

事務局	<p>その他</p> <p>(1) 次回の総会の開催日について 2月10日(水) 午前9時から</p> <p>4 閉会</p>
議長	<p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会：午前9時50分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和3年1月12日

相良村農業委員会

署名委員 5番 _____ (印)

署名委員 6番 _____ (印)